

## 統一講習会受講のお願い

診療放射線技師法の一部改正(2014年6月18日)に伴い、2015年より「業務拡大に伴う統一講習会」(以下、本講習会)を実施しておりますが、山口県におきましては受講率が低いというのが現状です。

今一度、本講習会の開催意義をご理解願いたく思いますので御一読頂けると幸いです。

法改正により、新たに追加された行為は次の通りです(技師法施行規則第15条の2)。

- ① 静脈路に造影剤注入装置を接続する行為(静脈路確保のためのものを除く)、造影剤を投与するために当該造影剤注入装置を操作する行為並びに当該造影剤の投与が終了した後に抜針及び止血を行う行為
- ② 下部消化管検査のために肛門にカテーテルを挿入する行為並びに当該カテーテルから造影剤及び空気を注入する行為
- ③ 画像誘導放射線治療のために肛門にカテーテルを挿入する行為及び当該カテーテルから空気を吸引する行為

これに伴い、2015年度より診療放射線技師養成課程における教育内容の基準単位数が2単位増えました(93単位→95単位)。本講習会は上記の2単位を補填するものと位置づけられており、法律の一部改正に関する留意事項として厚生労働省医政局医事課長通知が出されています。

\* 本講習会の受講について法的義務はありませんが、厚生労働省医政局長とJART会長の連名で修了証が発行されます。

また現在、診療放射線技師養成課程における教育内容の基準単位数を更に7単位増やす(95単位→102単位)方向で議論が進められています。

\* 医療安全に関するもの:+1単位、読影の補助に関するもの(新規):4単位、臨床実習:+2単位

JARTもこれに対応する講習会の準備を始めているようですが、受講対象は95単位履修者(本講習会修了者を含む)のみとなります。

**さて、本講習会の地域開催は今回(2020年1月)が最後となります。(以降の開催予定はありません)**

残りの地域開催枠には限りがあるため全員の受講は叶いませんが、一人でも多くの方に受講頂けますようお願いいたします。

**尚、2020年度以降はJARTが実施する予定となっております。**

**※開催場所や開催時期、年間開催回数などは未定**